

平成26年11月26日

特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会

第9回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 商標審査基準たたき台案について	1	
3. 地域団体商標の周知性に係る審査基準の改訂について	2	4
4. 今後のスケジュールについて	3	4
5. 閉	会	3 6

1. 開 会

○青木商標課長 ただ今から産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第9回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

以後の議事進行は小塚座長にお願いいたします。

○小塚座長 本日は議題が2つです。1つ目が「商標審査基準たたき台案について」、2つ目が「地域団体商標の周知性に係る審査基準の改訂について」、どちらも審査基準ではあるのですが、前者は新しいタイプの商標の関係ということです。

まず配布資料の確認をお願いいたします。

○青木商標課長 配布資料の御確認をさせていただきます。本日の配布資料は座席表、議事次第及び配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「「商標審査基準」たたき台案」、資料2「「商標審査基準」たたき台案に対するこれまでの論点の整理」、資料3-1「地域団体商標の周知性に係る審査基準の改訂について（案）」、資料3-2「地域団体商標の周知性に係る商標審査基準改訂案（新旧対照表）」、参考資料1「「商標審査基準」たたき台案に対する主な指摘事項一覧（第8回）」、以上の5点でございます。不足等はございませんでしょうか。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございました。

2. 商標審査基準たたき台案について

○小塚座長 早速、議題の1番目、「商標審査基準のたたき台案」ということです。事務局から御説明をお願いします。

○木村商標審査基準室長 審査基準室の木村です。よろしく申し上げます。

議事次第の1ですけれども、商標審査基準たたき台案については、資料1、資料2、参考資料1、この3点で御説明させていただきます。

資料1は今までのたたき台案をアップデートしたものでございます。青字で書いてありますが第1回から第8回ワーキンググループまでの審議事項となります。赤及び赤の下線で

書かれているものは、検討が必要な事項と各委員の皆様方から御指摘をいただいて修正している事項となります。

それから、資料2でございます。前回までの議論の中で、特に今回整理すべき事項ということで、我々のほうでまとめたもので2つございます。1つは動き商標における標章の移動について。これは、変化しない文字、図形、立体的形状等の標章が移動し、その軌跡が残らないものであっても動き商標として保護すべきではないかということでございます。変化する商標は、今回の商標法改正の中で新たに導入されたものでございますが、動き商標は、商標法第5条第2項第1号によれば、「文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するもの」ですけれども、時間の経過に伴い標章自体の形状等が変化するもののみならず、時間の経過に伴い標章が移動するという変化についても、詳細な説明文中にその旨——位置の移動ですけれども——を明確に記載することによって、動き商標として保護可能ではないかということを考えております。

指摘事項2でございます。動き商標は現行の図形商標と同様に考えるのではなく、商標記載欄における位置に意味を持たせ、これによって文字、図形、立体的形状等の標章の移動を表現できるようにすべきではないかという御指摘がありました。これは、その書き方の問題もございまして、省令の整備とあわせて、事務局検討してきたものでございます。

指摘事項1と指摘事項2は関連しているものですが、動き商標には時間の経過に伴い標章が移動するものが含まれるところ、その移動を表現するためには移動の軌跡を指示線によって表す方法又は複数の図面によって移動を表す方法の2つが考えられます。実際にアメリカとかヨーロッパの登録例を踏まえて、この2つの方法が考えられると整理しております。

指示線によって表す方法は、指示線により移動の軌跡が明らかになりますが、後者の場合、例えば複数の図面で表すような場合は、移動を複数の図面間における商標記載欄の標章の位置の変化によって表すこととなるため、商標記載欄における標章の位置のとりえ方が問題になるということになります。

具体例を申し上げますと、2ページ目に、今申し上げた2つのパターンを図で示しております。最初は保護対象となる動き商標の例ということで、商標登録を受けようとする商標を1から5までの5つの図面で表したものです。この枠線は商標記載欄の枠を表すということで、左下から5番目の右上のほうに鳥が徐々に移動していくという様子を表しております。

詳細な説明にはその旨を明確に書いていただくということで、読み上げますと、「商標登録を受けようとする商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す5枚の図からなる動

き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。図1では、鳥が左下に位置する様子を表し、図2から図5にかけて、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、「全体として3秒間である」という表し方が一つあります。

もう一つは、1図面で表すような場合です。要するに最後の部分ですね。上の例でいきますと、第5図で最終的に鳥が右上の部分に行っているものを表し、それがどのように変化してきたのかというのを指示線、矢印で表しているというのが、この商標記載欄のものになります。詳細な説明は同じように、「商標登録を受けようとする商標は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す動き商標である。鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。なお、破線、矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない」という旨を書いていただく。要するに、結果的には同じような動きを上例と下例で表すということでございます。

各国の登録例を見ますと、上の複数の図面で表すようなものが多いと認識しておりますけれども、国によっては1面の指示線で表す場合もありますので、これも許容できるような形で整備をしていくということを考えております。

3ページ目です。前回の議論の中で、音商標における詳細な説明又は物件の補正についてということで御指摘がありました。「音商標については、商標記載欄に記載されていない要素——例えば演奏楽器ですけれども——、商標の詳細な説明と物件の両方に記載・記録されており、それらが一致していない場合、商標の特定における両者の優先順位を決めるべきではないか。また、その上で、どのような補正が要旨変更になるのかについて、一般論を記載する必要があるのではないか」という御指摘です。

あとは指摘事項2ですけれども、「改正商標法第5条第5項の拒絶理由が通知された場合の対処として、補正が認められる場合及び要旨変更となる場合の例の記載を追加できないか」という御指摘がありました。これについては補正ということで、審査基準の中で一定の方向性は既に105ページに記載しております。

音商標の場合には詳細な説明が任意記載になる方向ですので、これも省令の整備によって明確にしないといけないのですけれども、いずれにしても、法律で物件と詳細な説明の優先順位が記載されておられませんので、改正された商標法によりますと商標法第5条第5項で、あわせて特定していくということになっておりますので、その解釈から詳細な説明と物件

が一致していないような場合には商標法第5条第5項の拒絶理由がかかり、それに対して補正をしていくということになるかと思えます。いずれにしても、ここは政省令の整備に合わせて考え方を決めていくということを考えております。

資料2は以上でございます。

あわせて、前回の指摘事項をまとめたのが参考資料1になります。一気通貫で説明させていただきます。

21ページは音の商標です。音の商標で、文字でない場合は、商標記載欄に五線譜で記載することを想定しております。そのときに、21ページの例ですけれども、「総譜（フルスコア）」と書いてありますが、例えばオーケストラで演奏するような楽譜の場合には五線譜と上に書いてありますけれども、一線譜によりパーカッションがどのタイミングで音を出すのかというのをあわせて、一線譜と五線譜で書いてある。これは実際にヨーロッパで登録されている例ですので、こういうのが実際に日本でも出願され得るということで、この一線譜をどのようにあつかうのかという問題があります。

これも省令の整備の内容によりますが、現在のところ、基本は五線譜で記載し、必要がある場合には五線譜に加えて一線譜で記載することができるという方向で検討しております。五線譜と一線譜は包含関係にあるということではなくて、書き方については必要に応じて一線譜で記載することができるという形にする予定です。それに合わせて基準のほうも一部修正しております。以前、五線譜として取り扱うものとする記載していたのですが、フルスコアの中に打楽器の一線譜が入っている場合に限り記載することができるということにしております。

それから、同じ21ページです。前回の指摘の中で、擬態語や擬音語について必ず組合せて記載するという表現にしていたのですが、それ以外の表現の仕方もあり得るということで、ここは記載を修正させていただきまして、21ページの①の音の商標ということで、擬音語又は擬態語と組合せる等の方法により特定して記載するものとする。例は括弧にしまして、「ニャーという猫の鳴き声」、「パンパンと手をたたく音」、「ピューピューと風の吹く音」、そういった例示を次に入れております。したがって、22ページは先ほどの21ページのほうに組み込んでおります。

それから、33ページです。これは「15. 商品又は役務の特徴等に該当する色彩のみからなる商標について、原則として、本号の規定に該当するものとする」という部分で、(2)の役務の提供の用に供する物等が通常有する色彩の中で、(ロ)役務の提供に当たり通常使用

される又は不可欠な色彩の例として、「自動車用タイヤの貸与」について「黒色」という例を示したのですけれども、役務ですと、商品の色彩と違いまして、役務の提供の用に供する物というのはいろいろなものがあり得る。当然ながら、タイヤというのものもあり得ますが、それ以外にも看板ですとかいろいろなものがあり得ますので、必ずしも黒色に特定されるとも言えないのではないかという御指摘がありました。そうしたことから、この（ロ）の例は削除しております。

同様に考えますと、上の「役務の性質上、自然発生的な色彩」も、役務の場合ですと、「スキー場の提供」について「白」というのも必ずしもそこに特定されるとも言い切れませんので、ここも例示としては同じような考え方で削除しております。

それから、41ページは商標法第3条第1項第6号の規定になります。色彩のみからなる商標ということで、柱書きに、色彩のみからなる商標は商標法第3条第1項第3号の規定に該当するもの以外は原則として第6号に該当しますという書き方をして、例示として、（1）から（3）まで、例えば「携帯電話」について「シルバー」、「冷蔵庫」について「黄色」といった例示をしておりました。前回の議論の中で、（1）商品又は役務の魅力等の向上に通常使用される色彩、あるいは（2）の採用し得る色彩、こういったカテゴリーについては商標法第3条第1項第3号でも十分読み込めるのではないかという御指摘があります。確かに商標法第3条第1項第3号にも該当し得る例ですので、41ページの例示は削除しまして、先ほどの33ページ、商標法第3条第1項第3号の部分ですけれども、15.の（1）商品が通常有する色彩の（ハ）（ニ）（ホ）に商標法第3条第1項第6号に従来記載していたものを移動して記載しております。したがいまして、この例示でいきますと、商標法第3条第1項第3号で拒絶がかかったとしても、商標法第3条第2項で使用による識別、主張が可能になるということです。

次が42ページ。事務局提案18の下に（ハ）ですけれども、商品の機能を確保するために不可欠な音又は役務の提供に当たり不可欠な音ではないが、その市場において商品又は役務に通常使用される音ということで、「パーソナルコンピュータ」に「起動音」というものを記載していたのですが、この例は適切ではないのではないかという御指摘がありまして、ここは例示を変えて、「電子体温計」について「計測終了のピピッという音」という形に修正しております。

それから、54ページ、商標法第4条第1項第7号の規定です。ここは事務局提案25ということで、3、4、5と、音商標に含まれる言語的要素が公序良俗に反する場合、あるいは国

歌とかこういったものを想起させるようなもの、あるいは我が国でよく知られている緊急のサイレン、こういったものは個別具体的に書いていましたが、これは既存の枠組みの中でも十分読み込めるようなものもあるのではないかと、特に特出しするところまで必要がないのではないかと御指摘もございまして、事務局で記載を考えました。

ここについては、商標制度小委員会の議論の中でも、国歌ですとか、緊急用のサイレンについては明示的に公序良俗のところでは取り扱うという記載もございましたので、完全に例を削除してしまいますと、その報告書との関係もありますので、1.の部分に文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩と横並びで、音を入れ込んでいます。例示として、音商標は国歌を想起させる場合、あるいは2.ですけれども、音商標が我が国でよく知られている緊急用のサイレン音を認識させるようなものである場合ということを示しております。

それから、78、79は商標法第4条第1項18号の規定になります。商標法第4条第1項18号は、条文をよく読んでいただきますと、政令で定めるもののみからなる商標ということで、政令に委任されているものです。そうしますと、この政令が一体どういう規定になるのかということを書きぶりも変わってきます。現在のところでは、18号にもともと記載されておりました立体形状と、今回、特徴で読むということで、新たに標章の定義の中に入っております音、色彩と全部で3つが18号の射程に入ってくるという前提で事務局は、この基準をつくっております。

78ページに、具体的にタイプ別に書いてありますけれども、(2)に色彩のみからなる商標についてということで、2つのタイプを書いております。(イ)は自然発生する色彩、(ロ)は機能を確保するために不可欠な色彩と、この2つのパターンで当然備える特徴を分けております。音についても同じように、79ページの上の部分ですが、自然発生する音と機能を確保するために不可欠な音の類型で分けております。

そうしますと、今まで商品等の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみが条文上の射程になっていましたが、18号の条文が変わりましたので、それに合わせて、78ページの(1)の(イ)ですけれども、商品等から自然発生する立体的形状のみからなるものというのを追加しております。「ヒョウタン」にヒョウタンの形状とか自然発生する立体形状ということで整理しております。

これらを判断する基準として、従来、立体形状の基準に書いてありましたのは、79ページの(4)ですけれども、(イ)と(ロ)、要するに、代替的なものがあるのかどうか、代替可能なものがあつたとしても同程度のコストで生産できるのかと、この2つの基準がありま

した。これは同じように残しつつ、今回、音を入れましたので、音の部分の解釈といいますか、例として、（４）の（イ）の中に、従前、なお書き以下の記載がわかりにくいという御指摘をいただいておりますので、（イ）の例として、①商品等の構造又は機構上不可避に生ずる音については、代替的な音が存在しにくい、②人工的に付加された音については、代替的な音が存在することが多いという、（イ）を解釈する参考例として、こういうものを記載しております。それが商標法第４条第１項１８号の整理になります。

それから、83ページ、事務局提案31です。これは商標法第５条第５項の特定のところですけれども、７．の第２群で、一致する場合には本項の規定には該当しないものとするという記載をしていたのですが、これは商標法第５条第５項ですので、表現ぶりを修正しまして、一致する場合には特定されたものとするという、特定という言葉で表現しております。

あとは88ページ以下です。破線と実線の例示を商標法第３条柱と同様に追加すべきという御指摘をいただきましたので、その例示を入れ込んでおります。例は願書のイメージです。商標登録を受けようとする商標がありますと、色彩のみからなる商標を主張し、詳細な説明を記載し、商品、役務の区分があつて、第８類、指定商品の「包丁」と、こういうイメージで記載することを想定しております。

以上が前回の御指摘ですけれども、最後に118ページ。条文ごとに審査基準を書き込んでいますが、９月のワーキングのときに、ユーザーの利便性を高めるという意味でタイプ別に書いたらどうかという御指摘を踏まえて、今回、記載をしております。具体的には、参考という形にして、タイプ別に例えば（１）ですと、動き商標、商標法第３条から商標法第４条、商標法第５条、それから商標法第１６条の２及び商標法第１７条の２という形にし、動き商標を出願したいという場合には、これらを参考にして識別力、類否とか、あるいは特定方法まで、これで一気通貫に見ることができるような形にしたいと思っております。同様にホログラム、色彩、音、位置と記載しております。

あとは事前に各委員と打合せをしているときにいろいろ御指摘いただいているところがございます。色彩の組合せと図形商標の類否のところは、67ページの（３）です。一番上のところですが、色彩を組合せた商標と図形と色彩の結合商標の類否について。ここは基準ワーキングでも例示を残すかどうかというのを相当議論して、最終的には例示があつてもいいのではないかと残っていますが、色彩を組合せた商標の色の配置がたまたま図形商標と同じような配置になっているという場合には、商標記載欄を比べれば、それで配色がわかりますので、類似するという判断をしていました。

委員からの御指摘は、色彩を組合せた商標というのは、基本的に商標法第3条第2項で登録されて識別力を発揮するのだということであれば、色彩を組合せた登録商標という形に正確に記載したほうがいいのではないかという御指摘がありました。例示としては、これを生かしつつ、色彩を組合せた登録商標と図形商標との間の類否という形に修正をしております。

それから、動きの商標で位置の移動を整備することに伴い、62ページ、動き商標の類否について、14. がございます。ここに(2)として、従来は、動きそのものについては要部として抽出することはしないと書いていますが、今回、標章の移動それ自体もちゃんと書き表せるようになるということになりますと、動き自体が構成要素になっていないとしても、商標全体として見るといろいろなものがあると思いますので、ここは原則としてという文言を入れさせていただいて、動き商標の類否については、原則要部抽出はしませんが、特殊な場合には例外もあり得るということを書き表すということで、原則の文言を入れてあります。

今までの論点についてのまとめは以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

本日、これからの審議の対象は資料1、たたき台案ということです。それから、皆さんの御議論を妨げる趣旨では全くありませんが、私の希望としては、本日、これについてほぼ確定というところまで持っていきたいと思っておりますので、そういう前提で御発言をいただきたく、余り宿題という形では残さないということにしたいと思っております。

それで、どういう形で議論するかということですが、資料2で提起していただいた点について、それが資料1に反映されたところを審議する。資料2自体は審議の対象ではありませんので、資料2で提起されたところを審議する。参考資料1で提起されたところと、最後にちょっとつけ加えておっしゃった点が2点ありました。そこまで審議しまして、その後、その他の点について御自由に御指摘をいただく。こういう順序でいきたいと思っております。よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

まず資料2で御提案になった点です。動き商標の書き方について、ここで一旦御説明申し上げたことと違うことを申し上げたわけですね。政省令の内容を詰めておられる過程で、こういうことで大丈夫ではないかということになったということで、従来の図形商標についての扱いはそのままにして、動き商標に限っては商標記載欄の中のどこに書いてあるかということに意味を持たせるという御提案です。それが資料1のたたき台案で反映されているのが、83ページから始まっていますが、実質的には84ページです。この点について御発言、御意見等がありますか。

○小川委員 政省令がよくわからないので、政省令との整合性は別にします。今回、お示しいただいた事務局の整理は、法解釈上は問題がないと思いますし、ユーザーからも違和感なく受け入れられる案ではないかなと思いますので、結構な案だと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

○外川委員 ちょっと質問です。84ページの羽ばたいていく絵と点線で書いてある絵を一緒にしてもいいということですよ。つまり、1番目の絵があって、矢印があって、最後があると、2、3、4は省略することも可能である。どっちかにするというのではなくて、混ぜてもいいということなのかどうか、確認のためでございます。

○小塚座長 それについて事務局はどうお考えですかね。外川先生の御質問は、2、3、4を飛ばして、1と5だけにしたときは、5のほうに点線の矢印が入っているというイメージですか。それとも1のほうに入っている。

○外川委員 両方ということですか。

○小塚座長 1にも5にも点線の矢印が入っている。

○外川委員 つまり、書き方がAかBかじゃなくて、AとBの混合もいいかという確認です。

○小塚座長 どのようにお考えですか。

○木村商標審査基準室長 この84ページで書いてある例1は標章が変化する場合ということですか。

○外川委員 そうですね、羽根がそのままの場合。

○木村商標審査基準室長 それとマージできるかどうかというのはよく見ないといけないかなと思いますけれども、例2のほうは標章が変化しない場合ですので、こういう書き方ができるということです。変化する場合と変化しない場合を書き表せるのかというのは難しいような気がします。

○外川委員 例としては、標章は変化しなくて、移動するときの書き方として、点線か主のこまを並べるかという、その2つをあわせてくる人がいるのではないかと考えて質問しているだけです。

○木村商標審査基準室長 そういう場合は明確に書き表して、詳細な説明にも記載することで特定できると思います。

○小塚座長 わかりました。ということは、破線を使うというのは商標見本が1こまのときに限るわけではないと、複数のこまに破線を入れるということでも大丈夫だということですね。

ほかの先生方、今の点はその考え方でよろしいですか。外川先生はそれでいいのではないかとこの御趣旨の御質問だったと思いますが、ほかの先生方もよろしいでしょうか。――それでは、例1、例2は画一的な書き方という趣旨ではない。木村室長が最初に言われたように、変化があるかないかということによって併用できなくなる場合はあるかもしれませんが、複数のこまを使うという方法と破線を使うという方法は別に択一的にする趣旨ではないという理解にしたいと思います。ありがとうございます。

○加藤委員 今の点について確認をさせていただいたんですけれども、これまでのワーキングでは、ずっと標章が動かない場合は駄目だという話だったかと思いますが、最後、これが変わったということによろしいですね。

○小塚座長 そういうことですね、事務局の趣旨は。

○木村商標審査基準室長 そういうことです。

○林委員 私も確認なのですが、例1と例2、いずれも「商標の詳細な説明」のところを見ると、「時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す」と書かれており、ただ、タイトルでは、例1は「標章が変化する場合」、例2は「標章が変化しない場合」となっています。タイトルの書き方をちょっと工夫する必要があるような気がします。

○小塚座長 なるほど。どうしましょうか。要するに、標章中の図形が変化するという趣旨ですよね。標章というのはそもそも変化する。変化する場合と変化しない場合というタイトルは無理ではないですかね。こういったタイトルは必ずつけますか、例には。タイトルをつけるとすれば、例1は複数の図によって特定する例、例2は一つの図中に破線を用いて特定する例とか、そのほうが事務局の趣旨には紛れがないでしょうし、そうすると、先ほどの併用できるかという御質問に対する答えも明確になりますね。

よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

○加藤委員 今の御指摘は9ページと10ページにも該当するのかなと思います。

○小塚座長 そのとおりですね。

9ページ、10ページは、特定の仕方に関する記述ではなくて、動き商標というのはどういうものかという部分ですので、書き方としては、1図によって記載されている例とか、例2は複数の図によって記載されている例とか、そういう書き方になりますかね。――ありがとうございます。

そのほか、動き商標の関係はいかがでしょうか。基本的には、ここで非常に議論になりましたときに委員の先生方が、こういうのもいいのではないかとおっしゃっていただいたその

方向に結果的には収束したということで、委員の皆様の御指摘が正しかったということでもあります、そういう意味では皆様の意見に沿ったということなので、よろしいかと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。――ありがとうございます。

それでは、この動き商標の特定関係については、今の御指摘の修正点を含めてお認めいただいたと理解いたします。

次に、資料2の第2の点については、音商標で詳細な説明と物件が矛盾している場合について、現状では検討中なので書けないということです。しかし、法律の条文だけを見ますと、考え方としては詳細な説明と物件の間には優劣はないのであると、登録を受けようとする商標は当然、優先するものですけれども、詳細な説明も物件も、どちらもそれを解釈するための手掛かりなので、その間には優劣はない。こう思われますので、矛盾があれば商標法第5条第5項の拒絶理由という問題になって、その場合の具体的なアクションについては、現状では確答できませんということです。したがって、たたき台案にも入っておりませんが、よろしいですか。

○小川委員 そうしますと、政省令の整備待ちとなっていますが、政省令で物件と詳細な説明のどちらが優先かということを書くわけではないということですね。両者は同列だと。同列だということであれば政省令には何も書く必要はないですね。したがって、実務のほうは、どちらをどちらに合わせて直してもかまわないという方法かなと思いますが、そういう私の考え方は間違っていますか。

○小塚座長 私のような解釈を前提としたとき、事務局のお考えとしては、それでよろしいですか。

○木村商標審査基準室長 省令の書き方で、物件を解釈するものとして詳細な説明を記載すべきとなるのか、そこは事務局でもこの時点ではわかりませんので、小川委員ご指摘のとおり、それが明らかになった時点で何もなければ、これはこのままになると理解しております。

○小川委員 物件と詳細な説明が不一致のときに、どちらに合わせてもかまわない。いずれにしても、ちゃんと整合性がとれるようにしてねという、そういう補正を認めるということですね。

○木村商標審査基準室長 はい。

○小川委員 結構です。わかりました。

○林委員 答えにくいことを承知でお聞きして恐縮ですけれども、政省令がワーキングに示されるタイミングは、今日で審査基準案をフィックスすると、その後に政省令の内容をお示

しいたいて、もう一回あるということになるのでしょうか。

○小塚座長 タイミングについては最後に事務局からお話しますが、今の時点で事務局に伺っておきたいのは、政省令が確定した段階では何か書く予定があるのか。あるいは、先ほど私の解釈として申し上げたような、優劣関係がないという解釈になった場合には政省令に何も書かれないわけですが、その場合にはこの審査基準案にも書かないということでのいか。その方向感は何ってもよろしいですか。

○木村商標審査基準室長 先ほど申し上げましたように、優劣関係について何ら政省令は手当てがなされないということだと、物件が必ず優先するということはありませんので、今の基準もこのままになると考えております。政省令がいつの時点で示されるのかということは、政省令の担当部署と調整をしていますので、例えば12月とか、しかるべきタイミングで原案ができて、パブリックコメントに付されるということになると思います。

この審査基準も、結局のところ、政省令のパブリックコメントを待った上で、その平仄を確認しつつ、もちろん委員の皆様方にも政省令のパブコメの案をしかるべきタイミングでお示しをしつつ所要の修正を行った上で、もう一度確認をとっていただいて、同じようなタイミングでパブコメに付すことを考えています。

パブコメは約1か月行います。例えば12月中旬にパブコメをしたとすると、1月中旬ぐらいまでパブリックコメントの期間がありまして、その後すぐ審査基準の案が取れて公表できるのかといいますと、そこも政省令が具体的に定まる、例えば政令であれば閣議決定なり、こういった具体的なアクションがないと、審査基準を先に進めるのが難しい点あります。

1月以降もその状況を踏まえながら、様子を見ながら、タイミングはまだわからないですけども、皆様方にパブコメの結果を踏まえて1月以降、もう一度審議をしていただいて最終確認をしていただくということになると思います。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

○小塚座長 現時点では、これは審査基準案に記載してありませんし、記載しないままになるという可能性もかなりあるという理解で進めさせていただいてよろしいでしょうか。もちろん政省令の内容次第で違うことを御提案することはあり得るかもしれませんが、特に先ほどのやり取りのような形になれば記載はしない。だからといって、全ての補正がおよそ認められるかということ、それは別の問題ということですね。どちらをどちらに合わせるにしても、余りに極端な場合には、それも要旨変更ではないかという場合があるかもしれないけれども、非常に例外的な場合について書く必要があるかということ、一々そうではないとい

う気もしますが、そのあたりもよろしいでしょうか。指摘事項2にかかわりますけども、補正が認められる場合、要旨変更となる場合は基準の中に必ず記載すべきだというお考えの委員の先生、いらっしゃいますか。

○外川委員 どちらでも補正ができるというので、私も結構だと思いますし、誤記であることは明らかですから、どっちかに直すのはいいと思います。

特に権利の幅とかそういうものへ影響を及ぼす、あくまでも任意記載事項ですが、極端に違うものについて何か審査基準上でとっかかりを入れておいたほうがいいような気がします。つまり、抽象論としては書かなくていい。ただし、極端に違うという言い方が難しいですけども、特に極端に違うような場合については、どういう要素を考慮して判断するというのが入っていたほうがユーザーは理解しやすいのではないかと思います。あくまでも単なるコメントでございます。そのほうがユーザーは良いかなと思います。

○小塚座長 現時点で何かイメージを持って御発言になっているという感じですか。特に具体的なイメージがあるわけではなく。

○外川委員 書きぶりは浮かんでおりません。

○小塚座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。具体的にになったほうがユーザーにとってメリットがあることは変わりないですが、今、この場で要素のようなものが出てこないとする、それを事務局でお考えいただいて委員の先生方に御審議いただくと、これまた議論百出という可能性もあります。

○外川委員 当面は無視していただいて結構です。

○小塚座長 よろしいでしょうか。

それでは、どちら側から補正するという場合にしても、それはまさに極端な場合で、要旨変更になる可能性はあるかもしれませんが、それを書き込むというのは現時点では予定しないという方向でよろしいでしょうか。――ありがとうございます。

以上で、資料2で提起された2点を終わりにいたします。

次に、参考資料1に基づいて御説明いただいたところですが、ちょうど参考資料1の表の左端に条文が上がっていますので、この条文ごとにまとめて審議をすることにいたしましょう。

まず商標法第3条関係です。音商標の五線譜と一線譜について、ある意味では御指摘に沿った修正です。それから、五線譜で表せない音商標。前はヨーデル風という例が出され

ましたけれども、これについてもやや幅を持たせた書き方にする。3つ目は例の問題ですね。自動車用タイヤの貸与、スキー場の提供についてという例を削除する。4つ目は携帯電話にシルバー等々の例を商標法第3条第1項第6号から第3号に移すということ。5番目、これも例の問題で、パーソナルコンピュータの起動音は電子体温計のピピッという音に差し替えるということでございます。

委員の先生方の御指摘に沿っていると思いますが、何か御発言、御指摘等がありますか。御趣旨に違っているということはありませんか。

○林委員 確認でございます。78ページの商標法第4条第1項18号の政令で定めるもののみからなる商標のところは、先ほどの御説明を聞き漏らしたかもしれないですが、78ページの2.の(1)(2)(3)(4)という枠組みで審査基準をつくってしまって、ここから政令が外れることはないだろうという見込みでつくっているということによろしいでしょうか。

○小塚座長 まず商標法第3条関係のところを固めようと思っておりますが、それによろしければ、今御質問のあった商標法第4条のほうに進みますが、商標法第3条関係の先ほど申し上げた5点、よろしいでしょうか。――ありがとうございます。それでは、これは事務局提案のとおりとさせていただきます。

それで商標法第4条にいきまして、今の商標法第4条第1項18号の点が1つ。それから、ほかに何があったかといいますと、商標法第4条第1項第7号の音の記載ですね。音に偏っているのではないかという御指摘も前回あったのですが、小委の報告書を読み直してみますと指摘されていますので、当ワーキンググループは小委の下にあって、そういう意味ではマンドートを受けてやっていることですので、報告書で明示的に指摘されたことについては対応したほうがいいのではないかということです。

それから、表には書かれていませんが、先ほど口頭で御指摘がありました。1つは67ページの色彩の組合せの商標と図形商標について、色彩を組合せた商標が識別力を持っているということを明記するために登録商標という書き方をしてはどうかという問題。それから、少し戻って62ページで、動き商標について、先ほどの軌跡が必ずしも線で残らないという特定方法を認めることにしたこととの関係で、そうなると、動きそのものを要部として抽出することが全くゼロではないかもしれない。今までは軌跡が残るという前提でしたね。残れば、そこが文字、図形として抽出できてしまうわけですがけれども、そうでない形も認めましたので、その可能性はゼロではない。ただ、軌跡が線として残らないような動きである場合には、

それを要部とするというのはかなり特徴的な場合であろうということで、原則としては要部として抽出しないという書き方にしたということです。

以上、4点について御意見を賜りたいということで、先ほどの林先生の御指摘がありましたので、それについて事務局からお答えください。

○木村商標審査基準室長 商標法第4条第1項18号については、まさに政令事項ですので特許庁が単独に決めるわけではございません。関係部署と調整した上でということになります。

想定していますのは、現行の商標法第4条第1項18号の射程に入っております立体形状は当然入り得る。今回、特徴を入れた関係で、特徴というのは標章の定義の中に音、色彩という2つが新たに盛り込まれておりますので、商標法第3条第1項第3号にもその他の特徴という特徴の文字が入っていますが、この特徴については、基本的には音、色彩の2つで対応するという整理をしております。ここで言う商標法第4条第1項18号で、政令で定めるもののみからなる商標については立体形状、音、色彩の3つということで調整を行っておりますので、この基準がそれから大きく外れることはないという見込みでつくっております。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

○小塚座長 よろしいでしょうか。

そのほかの先生方から、先ほど申しあげました商標法第4条関係の4点について御指摘、御意見等がありますか。

○本多委員 商標法第4条第1項第7号の点について確認させていただきたいと思います。

2. の例ですが、音商標が我が国でよく知られている緊急用のサイレン音を認識させるようなものである場合と記載がございます。商標法第4条第1項第7号の適用をできるだけ厳格にさせていただきたいという希望がございます。その場合に、我が国でよく知られているという言葉を使わなければいけないのか。これが法律で規制されているという言語に変えることができないのかという質問でございます。

○小塚座長 事実の問題ですね。緊急用のサイレン音は法令に根拠がありますか。私の理解では、必ずしもないのではないかと。少なくともこういう音を緊急用のサイレン音とするという法令はないのではないかと。確認していますか、事務局では。緊急用のサイレン音は法令で定められているものがあるか。

○青木商標課長 全ての緊急用のサイレン音が法令等で定められているわけではないと思います。

○小塚座長 私もそういう気がしますね。

たまたま規定した例はあるかもしれませんが、それではカバーし切れないということではないかと思います。他方で、商標にしては困るようなサイレン音が明らかにあって、その全てが法令で確定しているわけではないかと思います。それについては事務局でもう一度精査していただいて、法令の根拠が全てにあるということが確認を取れるようであれば、そういう書き方をする。

ただ、恐らくそうではないのではないかと思いますので、二、三代表的な緊急用の音等を調べていただいて、法令の根拠がありそうかどうかを見ていただけますか。それに従って最終的には変えるということで、現状はこの書きぶりで維持させていただく。よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○林委員 今の54ページですが、1. に挙がっている例、音商標が国歌を想起させる場合と、消された4. では2. の文章に近いところに入っていた例ではないかと思います。あと、国歌の横に消される前は「(外国のものを含む)」という記載がありまして、今回、移動させるに際して、この場所でいいのかという疑問があります。

○小塚座長 こちらに含めた趣旨はどういうことでしたでしょうか。

まず、委員の先生方の感触を伺います。1. に入れる例として、おかしいとお感じの先生、いらっしゃいますか。私は国歌を不愉快にアレンジすればそうだと思いますが、そうでなくても国歌というものが商標として、商業的に使われること自体が、その国の人に対して、国民に対して不快な印象を与えるということで1. に入っていておかしくはない。2. にも入るかもしれませんが、1. に入っておかしくはないと私は思いますけれども、委員の先生方で「これは2. ではないか」という御意見の方、いらっしゃいますか。

では、事務局から御回答ください。

○木村商標審査基準室長 侮辱する商標の中に音商標が含まれるかどうかというのは、国歌のアレンジの仕方によって、2. が適用され得るということですが、基本的には1. の中で国歌を想起させる場合があって、そのアレンジの仕方によっては2. のほうにも入り得るとい整理をしています。原則として、1. のほうで処理をしますという例として挙げさせていただいております。

○小塚座長 書いてある文言は確かに同じですが、何となく想定していた例を書いていたときには、外国の国歌を非常に不愉快に、侮辱するようにアレンジしたようなイメージで、し

たがって、こういう書き方となりました。今回、整理するに当たっては、そうではなくて、そもそも外国の国歌を商標として登録するということが問題だろうと。商標の書き方はそういうことですので、報告書の書き方ですね。そうすると、2. といわず、1. のほうに入ってくるのではないかということだと思います。文字面からすると考えが変わったように見えますが、必ずしもそうではないというのが私の印象ですし、事務局もそういう御趣旨だったようです。この整理に対して先生方から、何かありますか。

○林委員 感覚の問題だと思います。2. のところで国、国民、国際信義という言葉があるので、私は何となく国歌の話は2. になじむかなという感触を持っています。こだわるものではございませんので、多数決で決めていただければと思います。

○小塚座長 1. か2. か、というのは別に適用法上には関係ありませんので、頭の整理の問題ですから、そういう意味で言うと、2. に当たる場合もあると思いますし、1. の例に挙げたからといって2. に当たらないと言っているわけではありません。林先生が多数決でいいとおっしゃったので、多数の先生方が1. の例として挙がっていても問題がないとお考えであれば、このままにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○加藤委員 私も林委員の御指摘に賛成をしております。というのは、重要な御指摘として、「(外国のものを含む)」という点は、例が1. だろうが、2. だろうが、入れたほうがいいのかと思いました。特に外国のものを含むという括弧書きをつけると、2. のほうがなじむのかなと思います。どちらでも結構でございます。

○青木商標課長 2. の場合は特定の国若しくはその国民を侮辱するとか、国際信義に反するというようにつながるのですが、ある特定の国の国歌を単に商標として利用するということが特定の国を侮辱するとか、信義に反するとまでは論理的に難しいかと思います。小塚座長がおっしゃったように、特定の国の国歌を替え歌か何かにして、すごく卑猥な文言を加えると侮辱になりますけれども、国歌だけを商標として利用することは直ちに2. には難しいかと。そのような場合もあるのではないかなと思います。

○加藤委員 私は、又は以下の一般に国際信義に反する商標のほうに入るのかなと感覚的に思っただけで、どちらでも構いません。

○小塚座長 国際信義と、他人に不快な印象あるいは社会公共の利益に反し、一般的道徳観念に反するというのと、どちらが広いかというのは難しい問題ですね。

○早川産業役務上席審査長 国歌の場合を2. に入れたとすると、日本の国歌の場合が国際信義に反することとはなりませんので、対象外となってしまいます。したがって、国歌

の場合は、日本の国歌の場合を含めて1. に入れたほうが適当であると考えております。

○小塚座長 1. に入れて、その代わりに「外国の・・・」という括弧書きは復活させると、こんなあたりですかね。――それでは、そうしていただいて、国歌という言葉自体はこの括弧書きがないと、それこそ法令上、日本の国歌だけになってしまうのではないかという気がしますので、この括弧書きは復活させたほうがいいと思います。ありがとうございました。

○小川委員 今の整理で、我が国や外国の国歌を商業のツールに使うのは社会的妥当性に欠けると思いますから、1. でいいと思います。その基準でいくと、2. の例も1. じゃないですか。

○小塚座長 その辺はいかがですか。

○木村商標審査基準室長 先ほど申し上げましたように、サイレンは具体的に法律上、禁止されているものなのかとか、そのあたりも含めてもう一度確認いたします。

○小川委員 調べていただいて、根拠があれば、確かに法律違反になりますが、もし根拠がなければ、1. を考えてもいいのかなと思いました。お任せします。

○小塚座長 わかりました。先ほどの調査との関係で、必ずしも法令上の根拠がないようであれば、むしろ1. の例に動かすということで事務局も大丈夫ですか。

○木村商標審査基準室長 はい。

○小塚座長 それで進めたいと思います。よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

そのほか商標法第4条関係はよろしいでしょうか。もしよろしければ、また先に進ませていただいて、商標法第5条関係ですね。

1つは商標法第5条第5項、これは本条の規定に該当するとかいう言い方がわかりにくいので、特定されているとしたということです。大きなものとしては、もう一つの点でありまして、特定のところにも破線と実線の例の位置商標なのか色彩商標なのか、あのあたりの書き方を加える。それとの関連において、商標記載欄を正方形で書くのとは別に願書自体を長方形で囲んだという、この書き方についてもよろしいでしょうかということです。指示されているページは88ページと書いてありますが、88ページ以下、ずっとありますね、これが。92ページとか93ページにもあります。御意見、御発言等がありますか。

もしよろしければ、その他、事務局から御説明があった点以外について、このたたき台案、資料1についての御発言、御指摘等をお願いいたします。

○加藤委員 ずっとこれを見続けているものですから見つけにくくなっていましたが、改めて読み直してみましたときに、一国民として、何を書いてあるかわからないというものがあ

ったものですから、ちょっと質問させていただきます。2ページの5.の(2)なんですけど、読みます。「色彩を付する位置を特定したものについては、その位置は考慮しないものとする」と書いてあります。これはどういうことを言っていたのでしょうか。

○木村商標審査基準室長 色彩のみからなる商標の書き方、表し方ですけれども、1つは色彩それ自体を書く方法、単色とかプロポーションを入れて書く方法と、位置を特定して書く方法、女性用のハイヒールのこの部分に色を付しますということ。その2つがあったかと思えます。

その中の(2)ですけれども、色彩を付する位置を特定したもの、要するにハイヒールの靴底のこの色を指定しますというものについては、その位置は考慮しないものとする。書き方があれかもしれませんが、要するに色を見ますということです。

○小塚座長 これは5.の柱書きを前提として(1)(2)があります。柱書きは商標法第3条第1項の商標登録の要件、つまり識別性をどう判断するかという問題ですので、靴底とかナイフの柄のように位置を特定して色彩を色の商標として出願してきたときの識別性は、その位置を考慮することなく、その色彩について判断をします。その場合の位置は権利範囲の問題であって、識別性を考慮する際の考慮要素ではないということです。私も一国民として確かにわかりやすいとは思いますが、正確に記述しようとする、こう書かざるを得ないのではないかと思います。よろしいでしょうか。あるいは、こう書いたらわかりやすく、かつ正確さを失わないという御提案がありますか。

○小川委員 単純な質問ですけど、色彩を付する位置を特定した商標は位置商標ですか。色彩商標であり、かつ位置商標だという意味でしょうか。

○木村商標審査基準室長 5.に書いてありますが、色彩のみからなる商標となります。

○小川委員 色彩のみからなる商標でも色彩を付する位置を特定することはできる。

○木村商標審査基準室長 はい。

○小川委員 それは位置商標ではなくて色彩のみの商標という扱いですね。

○木村商標審査基準室長 そうです。

○小川委員 わかりました。ありがとうございました。

○小塚座長 それが理由で、赤色の図が2回ずつでてくるのですね。色彩商標として位置が問題になっている色彩商標と、そうではなくて位置商標として特定の位置について赤い色をつけたという位置商標の出願と、2つの事例があります。

○小川委員 今の件はわかりましたが、これとは別途に、色彩のみの商標であり、かつ位置

の商標でもあるというものが有り得ますか。

○小塚座長 これはいかがですか。要するに、認められている商標の種類として、色彩商標であり、かつ位置商標というのがあるかどうかという御質問ですね。

○木村商標審査基準室長 基本的には、今回の5タイプを出願する場合には、それぞれタイプを決めて、例えば自分がこの商品のこの部分にこの標章を付したいと、付したい標章が例えば赤色とかそういう場合も当然あり得ますが、それは位置商標だという主張をしてもらえれば、それは位置商標になります。逆に、自分は色彩商標で取りたいと、この商品のこの部分にこの赤色を付しますというのを色彩商標でも取れますということですので、事実上、重なり合うといいますか、同じような状態を位置商標と色彩商標はなり得るような気がします。が、法律上はタイプをきちんと分けて出してもらおう。

○小塚座長 種類は決まっていますね。ですから、同じ赤い靴底というもので2つ商標出願すれば、色彩商標としても取れるし、位置商標としても取れる。2つ出願していただいて、手数料も2倍いただくということですので、1つの商標で両方を兼ねるということは今回の改正法上はないということですね。よろしいですね、――ありがとうございます。

○小塚座長 そのほか、いかがでしょうか。

○加藤委員 もとに戻らせていただきたいのですが、5の(2)なんです。例えば色彩を付する位置を特定した形で出願されたものについては、その位置自体は考慮せず、色彩が商標法第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとするというような、7.の位置商標に書いてあるような形で書いていただくことはできないでしょうか。

○小塚座長 なるほど。「その位置は考慮せず、色彩が商標登録の要件を満たすかどうかを考察するものとする」と、それはよろしいですか。――ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

委員の先生方、今の書き方でよろしいですね。「その位置は考慮せず、色彩が商標登録の要件を満たすかどうかにつき考察するものとする」と。

○青木商標課長 加藤委員の御意見としては、商標法第3条第1項各号という文言も入れたほうが良いということですか、7.の(3)とのパラレルで言えば。

○小塚座長 なるほど。条文を書いたほうがいいかもしれない。最後は調整させていただければと思います。

○加藤委員 6.と7.にはあるのに、5.にだけないものですから、ちょっとわかりにくくなっているかな、と。

○小塚座長 ありがとうございます。今の点は、最終的な文言はお預かりするとして、そのように書き方は決めました。

そのほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

よろしければ、ちょっと権限を乱用して、私から一つあります。海外の出願例は基本的に削除して、オリジナルなホログラムのところなんかも苦労して書いておられますが、楽譜関係だけ残っていますね。これはどうしましょうか。

○木村商標審査基準室長 楽譜についても、最終的にはオリジナルなものを記載するという事で考えております。

○小塚座長 わかりました。それでは、木村室長ほか皆様が楽譜も創作してくださるということ。

このたたき台案全体について、今日幾つかいただきました御指摘の点については修正をする。1点だけ、サイレン音の法令の根拠については調べた上で記載の位置を考えるということにします。それから、政省令が想定しているものと大きく異なったら別ですが、そうでない場合の方向感も大体決めましたので、この内容でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。もしこの方向感でよいということであれば、細かい文言の調整は私にお任せいただくとして、実質についてはこれで決めるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○本多委員 1点、確認です。資料2で政省令が決まらないと、というお話で御検討いただけるということ。もしかしたら、方向性としては、物件、詳細な説明、どちらでも補正できる方向である。例えば音符で出して、五線譜で商標を特定し、物件はバイオリンで、詳細な説明はピアノですよという出願があったとした場合、数か月後に出願人がこっちにしようかなということが決められるということですね。そういうことも可能ということですね。

○小塚座長 原案でいけば、そういうことが可能であることは間違いありません。常にそうできるかどうかは要旨変更になるかどうかによるわけですね。そういう考え方ですね、事務局の提案は。

○青木商標課長 商標見本の五線譜との関係は、五線譜優先ということで変わらないと思います。

○本多委員 バイオリンとピアノは、ただ音源が違うというだけで同じ五線譜で同じ音が出るかと思えます。ですから、そういった補正が今の方向だと可能になるという理解ができるのですねという確認です。

○小塚座長 つまり、それを正確に「できます」と事務局がお答えになるためには、ピアノとバイオリンは要旨変更にならない程度には音が離れていないという話をしなければならず、それを言うと、どこまでそうなのかと、オルガンとバイオリンはどうかとか、チェンバロとバイオリンはどうかとか、管弦楽器と打楽器の違いとかいう話になってきて、それは各論になりますね。そういうことを基準で書きますかというのを先ほどお伺いしたつもりでしたが、必ず書かなければいけないという御意見の方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

○本多委員 商標見本は五線譜でフィックスされていて、物件がバイオリンで、ピアノが詳細な説明ということになると、五線譜とはどちらも合っているということになるので、バイオリンとピアノが全く違う音だからという判断には要旨変更の判断が入りにくいのではないかと。例えば物件を主にしますよということになると、そちらはできないということが可能になりますけれども、どちらも同等ですよということになると、要旨変更という判断がちょっと難しいのではないかと思います。

○小塚座長 これは2つの問題があるので、2つに分けて事務局に答えていただきたいと思います。1つ目はどちらに合わせるかという問題で、今の例をアレンジして言いますと、詳細な説明はバイオリンであった、出てきた物件はチェロであったというときに、バイオリンをチェロに合わせる、チェロをバイオリンに合わせる、このどちらもできるのか。チェロとバイオリンは要旨変更だとおっしゃる方はほとんどいらっしゃらないと思いますが、これは一つの私の個人見解に過ぎません。

こういうことが、どちらの方向からでもできるかという問題と、楽器の種類がピアノとバイオリンとか、トランペットとバイオリン、オルガンとピアノとかいう、いかなる楽器の組合せであれ、五線譜に合っていれば常に補正の範囲だということと、この2つを分けて、どちらもイエスであれば本多先生のおっしゃる御質問に対してイエスですね。これはいかがですか。

今までワーキングで問題になってきたのは、主として前者ですね。物件を詳細な説明に合わせる、詳細な説明を物件に合わせる、この両方ができるのか、一方に限られるのかという話は、確かにこの場で議論してきて、方向感としてはどちらもいけるということではないかという。最終的には政省令待ちですが、楽器の種類についての先ほどの私の例も全て補正の範囲に入る、イエスと答えられますか。それとも、そこはペンディングですか。

○木村商標審査基準室長 座長が御指摘の①のバイオリンとチェロというのは楽器の音色自体が実質的に同じようなものなので、そもそも補正が認められるのかという御指摘だと思

ます。②の場合には、トランペットとバイオリンなので、それ自体は全く違うものなので、どちらが出願人にメリットになっているものかということになるのだと思います。

○小塚座長 2つの問題と申し上げたのは、1つはどちらをどちらに合わせるかという問題で、もう一つは合わせる際の楽器の離れぐあいですね、違い方について何ら制限がないかという問題。この2つは違いますよということを申し上げるために、バイオリンとチェロという例と、バイオリンとトランペットという例を出しました。

○木村商標審査基準室長 国内の出願の場合には、楽譜と物件で特定されるというのが基本原則になっていますので、物件が出てくれば、当然それで特定されると思います。今回、問題になっているのは、詳細な説明がどの程度の内容で書いてくるのか、要するに、省令で物件の内容を補足するような形にするのか、しないのかというところでも変わってくると思います。物件に合わせるような記載方法を詳細な説明に求めるのであれば、物件のほうに寄っていくような形になると思います。

もしそこに優劣がないということであれば、出願人はどちらを指向しているのかという商標法第5条第5項の拒絶にかかるので、それで出願人は判断をするという。そこを出願人は補正してくるというところですので、今言えるのは、そこまでです。

○小塚座長 したがって、今の御説明は、第1の質問は確かにイエスなので、どちらをどちらに合わせるというはあるけれども、言えるのはそこまでであると、楽器の種類によって常に補正の範囲でできるかどうかは、現時点では回答できないと。

○青木商標課長 ちょっと気になったのは、まず出願日を確保しておいて、その後にバイオリンかトランペットにしようかという出願の手法はなるべく避けていただければと思います。出願の時点で使用の意思とか実際に使用しているというはお持ちでしょうから、本来、願書に書いてある形式で出願していただいたほうが審査の処理も早く、結論も早く出ます。そういった手法としてお考えいただくようなことを想定してまで、こちらの基準でどうするのというのはできないかなと思います。ちょっと失礼な言い方かもしれませんが。

○小川委員 基本的には、出願人はピアノとバイオリンと両方の意思表示をしています。だから、見方を変えると、2商標を出願しているようなイメージですね。今、2商標を出願してきたら、どういう対応をしているかわかりませんが、どちらかを削除するというのはできそうな気がします。

○小塚座長 その点も含めて、できるかできないかは基準をつくる段階では固まらないので

はないかというのが事務局の意図ですね。もちろん基準はユーザーのために詳しく書かれていけば、そのほうが望ましいと思いますが、他方で書き過ぎて、当局として予想しなかった状態が出現して対応に困るということもありますので、逆に言えば、その後に事例が挙がり、審決例とか裁判例が出れば、それに合わせて基準を改訂していくというのも一つの基準の発展のさせ方です。現時点で事務局がお考えになっていないものをこれから考えてくださいというのは躊躇がありますが、多数決で委員の皆さんが事務局に考えさせるべきだということでしたら、そのように決めますけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

それでは、今日御指摘いただいた点を修正した上で、その他、細かい文言の調整は私にお任せいただきたいということで、この内容は確定とさせていただきます。ありがとうございました。

4. 地域団体商標の周知性に係る審査基準の改訂について

○小塚座長 次に地域団体商標の周知性に係る審査基準の改訂についてということです。基準室長、お願いいたします。

○木村商標審査基準室長 地域団体商標の周知性については、過去2回ほど審査基準ワーキンググループで御議論いただいております。

資料3-1で、2.の審査基準改訂の方向性ですけれども、ここは従来の商品の流通経路等を想定した現行の審査基準の例示を削除し、商品又は役務の特性ごとに可能な範囲で類型化した上で、次のように判断基準により具体化及び明確化してはどうかと。現行の審査基準は、例えばということで例示列挙ですけれども、隣接する都道府県における周知性を要求している。こういうことですので、これが地域団体商標の拒絶理由の相当部分を占めているという御指摘があって、この部分を見直せないかということで事務局で検討してまいりました。

3.に書いてあります商品又は役務の特性に応じた判断基準という、これも前回の議論のときに、この類型についてはお認めいただいているところでございますけれども、(1)比較的低価格であり日常的に消費される商品、(2)高価であること等から生産地では消費されず、主に大都市圏でのみ消費されるような商品、(3)主に生産地で消費される地産地消型の商品やその地でのみ提供される役務、(4)工芸品等の商品と、こういう商品や役務の特性に応じて分類をしております。それに応じて需要者の範囲は取引の実情に応じて決めて

いくということになります。

次の２ページ目です。商品や役務の特性に応じた類型というよりは、実際行っている販売ないし広告の状況に着目した観点です。４．は、テレビ放送、新聞、インターネット等のメディアを利用し、大規模に宣伝広告及び販売等を行っている場合です。例えばテレビ放送等を利用し大規模に宣伝広告を行っている場合には需要者は広範囲に及ぶ。インターネットもそうですけれども、不特定多数の人たちに同時に伝えられるということになると思います。そのため、前記３．の各類型に該当する商品又は役務について、テレビ放送等を利用した販売等を行っている場合には、前記３．の各類型、４類型における多数の需要者の間に広く認識されているか、又は地域、商品の販売地若しくは役務の提供地における需要者を含めた複数の都道府県における相当程度の需要者の間に広く認識されている実情について考慮するというので、これは３．と４．の関係がどうなっているのかということを書いております。

３．については、各４類型に従ってそれぞれ認定をしていけばいいのですが、それにプラスして、ネットで大々的にやっている、あるいは全国紙に相当広告を出している場合には、全国紙とかネットですと複数の都道府県に及び得るということですので、複数の都道府県における相当程度の需要者の認識ということも考慮しますという書き方になっております。

具体的に申し上げますと、資料３－２があります。これが新旧対照表になっております。左が改訂案で、右が現行の基準になります。今申し上げたのは、３ページの６．「需要者の間に広く認識されている」についてです。現行の基準では、「一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする」と、ここの部分を書き分けまして、（１）比較的低価格であり、その例として野菜、米、食肉、水産食品、加工食品、こういった例示をしております。

需要者の範囲は、本条第２項に言う地域が属する都道府県を越える程度の範囲における多数の需要者の間に広く認識されていれば足りることとする。その地域の都道府県をちょっと越える程度。ちょっと越える程度というのは、商品の属性でいきますと、比較的低価格で、流通が非常にしやすいようなものを想定しています。そういったものであれば越える程度で認識されていけばよいということにしております。

（２）は高価であること等から生産地では販売されず、主として大消費地で販売されるようなもの。例としては、高額で市場取引される高級魚、日本海近海でとれた魚がそのまま築地に直送されて高い値段で取引されるようなもの。こういうものについては、主たる需要者は大消費地の大都市に限定されるなど、例えば築地に直接運ばれるのであれば東京といった

消費地に限定されるますので、地域的な広がりが限定的と考えられる場合には、少なくとも販売地が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要するという事です。例えば東京だったら東京での多数の需要者の認識ということを考えております。

(3) は地産地消型の商品あるいは役務ということで、伝統野菜あるいは消費期限が短い生菓子とか、その地方で割と早いタイミングで消費されるようなものについては需要者の地域的な広がりには限定的と考えられる。ですから、少なくとも地域の属性を一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていることを要するという事にしております。

(4) は工芸品です。伝統的な工芸品は各地にあります。タンスですとか、壺ですとか、こういったものがありますけれども、これも需要者の地域的な広がりには限定的と考えられますので、少なくとも地域が属する一都道府県における多数の需要者の間に広く認識されていること。伝統的工芸品ですので、経済産業大臣による指定ですとかそういうのがあれば、そういう事実も十分に勘案するという事と考えております。

先ほどのテレビ、新聞、インターネットといったものも十分活用している場合には、そういったところの認知度も含めて考慮することができるという形にしております。

それ以外の2ページ目の商標の同一性ですとか、5ページ目の8. の立証方法及び判断、こういった記載については商標法第3条第2項を準用したりしている部分がございますけれども、こちらのほうで地域団体商標の特性に合わせて適宜、書き起こしているという形にしております。

以上でございます。

○小塚座長 ありがとうございます。

これは資料3-2のほうが文案ですので、こちらを審議の対象とすることにしまして、今の御説明いただいた点について何か御指摘、御意見等がございますか。

○外川委員 1つは構成ですけれども、6. で需要者の間に広く認識されているについてという標題があって、テレビ放送等については、6. の需要者の間の項目ではなくて、独立して、7. で挙げていますが、これは何か意味があるのですか。つまり、基準と考慮事項は違うということで、こういう項目分けにされておられるのか。そこをお伺いしたい。

もう一つ、考慮するというのは、資料3-1の3. の(1)から(4)に該当しなくても4. に該当すれば需要者に広く認識されているとみるという意味だと思いますけど、そうすると、項目は一緒のほうがいいような気がします。書きぶりの問題でちょっと気になったも

のですから御質問いたしました。

○木村商標審査基準室長 当初事務局の検討では、インターネットで大規模に、あるいはテレビ放送なり新聞なりで大規模にやっている場合も一つの Kategorie として想定し得るのではないかということを考えていましたが、よくよく突き詰めていきますと、テレビ放送とか新聞とかインターネットによる販売広告は、あくまでも周知性を認定するための一材料にすぎないのではないかと。要するに、商品や役務の属性によって需要者が特定されてくるようなものではなくて、不特定多数ですけれども、それなりの効果があるものを 7. で考慮事項としました。

地場産品を取り扱っている方々は、いずれにしても、商品や役務の資料 3-2 の 6. (1) から (4) の Kategorie の中で判断した上で、なおかつ県によっては地場産品を大手のショッピングサイトで大々的にやっている場合もありますので、もし事情があるのであれば、それも加味しますという構成にしたほうがわかりやすいということで、こういう構成にしております。

○外川委員 そうすると、その前の例えば多数の需要者というほどではない——(1) から (4) までの中ですね——という場合で、しかし、ネットを使っていて、相当程度の需要者が認識しているというケースの場合は救うわけですね。(1) から (4) には全部該当しないと。けれども、ネットでやっていて相当程度の場合は該当するという解釈でいいですね。そうじゃないと、意味がないですね。

○木村商標審査基準室長 基本は (1) から (4) の中で周知性の認定はできると思いますけれども、例えば新たな登録主体となった NPO 法人などがネットで相当程度販売・広告を行っているとか、そういう事実があれば、7. で救われる可能性は十分あり得るという構成にしております。

○外川委員 もう一つだけ。要は、これは基準ではないと、資料 3-1 の 3. は商品又は役務の特性に応じた判断基準となっていて、4 番目は何のために挙げているのか、項目の挙げ方がよくわからないのですが、これも結局は基準判断の考慮要素という位置づけだと思えばいいですか。

○木村商標審査基準室長 周知性を認定するときには、どういう事実があって、どういう主張をするのかという証拠が出てきますので、そのときに、これを考慮要素として判断しますということを考えております。

○外川委員 ありがとうございます。

○小塚座長 特に文案のほうで見ると、6. で需要者の間に広く認識されているについてというタイトルをつけているので、7. も需要者の間に広く認識されているについてなのですよ。そうなのですが、そこは書かれていることの内容というか切り口が違うので、あえて取り出したのであるということですね。特に先ほどやり取りの中で出ていました7. は、むしろ救うために使うという趣旨だとすると、このほうが逆にその趣旨はよく出るような気がします。

今の点であれ、ほかの点であれ、ほかの委員の先生方、いかがでございましょうか。

○小川委員 別件でもいいですか。

今回の周知性に関する見直しはユーザーに利益をとという方向での基準改正だと理解しています。今回、6. で、とりわけ(2)(3)(4)ですね。(2)は、生産地では販売されず、主として大消費地で販売され尽くすような商品である場合、(3)は生産地でのみ販売される地産地消の商品である場合、(4)は需要者の地域的な広がりには限定的な工芸品である場合とありますが、このような点は出願人が立証しなければいけないのか。もしそうだとすると、立証項目が増えて、かえって負担になっていないかという気がします。それとも、今言ったような項目については審査官が職権でわかると、だから、そこは安心してくれということなのか。確認だけさせてください。

○小塚座長 事務局、今の点について回答してください。

○木村商標審査基準室長 この部分については、出願人の側からすれば、こういう類型に該当すると、こういう判断がなされるという予見可能性の意味では非常にいいと思っています。実際に審査の過程で審査官がこの基準に従って判断していくことになると思います。この基準に従って必要があるものは出願人から求めたり、審査官が基本的にはこれを認定したりということになると思います。

○小川委員 出願人は(2)(3)(4)等のどの類型になりますということを主張するだけでいいのかということです。

○木村商標審査基準室長 主張というよりも、こういう類型で審査では判断していくということになります。

○青木商標課長 実際の審査の現場、特に地域団体商標の場合は、審査官と出願人とのキャッチボールの回数が多く、場合により面談も繰り返してやっています。今回、このように新たに具体的な類型立てを、この場合はこう、この場合はこうとお示しし、どの類型が当該地域団体商標出願に該当するものであるかというのを踏まえた上で、審査官と出願人が「こう

いう立証をお願いします」「こういう資料はないですか」「こういうものでどうでしょうか」というやり取りをやっていただくのかと思います。

○小川委員 ある程度、立証が必要だということですね。

○青木商標課長 周知性を証明していただくには、まず出願人からの資料の提出が必要だと思います。もちろん審査官もインターネット等を利用して職権で調べられますし、地方自治体等の協力を得て証拠を集めることもやっておりますけれども、そこはお互いに資料を積み重ねるということになると思います。

○小塚座長 ありがとうございます。小川先生、よろしいですか。

○小川委員 結構です。

○小塚座長 ありがとうございます。

○加藤委員 4. の商標の同一性についての(3)なんですけれども、平仮名と片仮名又は漢字という規定ぶりの読み方としては、平仮名と片仮名、平仮名と漢字ということですよ。そうすると、片仮名と漢字はここに入らないですか。

○木村商標審査基準室長 実際に地域団体商標を漢字で取っている場合と片仮名で取っている場合もありますので、その同一性については、基本的にはそれぞれの使用態様に従って認定をしていくということなので、平仮名と片仮名は同一ではない、平仮名と漢字も同一ではない、片仮名と漢字も同一ではない。

○小塚座長 同一性を損なわないですよ。

○木村商標審査基準室長 4. の商標の同一性について、最初に書いてあるのが同視できる程度に同一性を損なわないものと認めるということで、(1)が明朝体とゴシック体、(2)が縦書きと横書き、これが一つの塊ですね。最後の塊が、次の場合には同一とは認めないということで、平仮名と片仮名、平仮名と漢字、片仮名と漢字。その書きぶりは修正いたします。

○小塚座長 事務局の意図はそういうことですね。要するに、現行のほうに参考で出ているこれを出願された商標が平仮名であるのに対し、証明書に表示された商標が片仮名、漢字又はローマ字である場合というのが現行基準の地域団体商標でない、本来のところに入っているので、それを書き下したらこうなったということだと思います。引いたもとの現行基準は例なので、地域団体商標のところは確かに同一性が認められるか、認められないかというのははっきり書き切ろうという感じがありますから、それは書いたほうがいいでしょうね。事務局の意図は平仮名と片仮名、平仮名と漢字、片仮名と漢字、全て同一性はないと。この結

論自体はよろしいですか。

○加藤委員 日本弁理士会は反対でございます。特に商品の普通名称を付す場合の平仮名と片仮名については互換性を認めていただきたいという意見が挙がっております。

といいますのは、新聞記事などで報道されますときに、平仮名が重なりますと、そこは片仮名に置き替えると、記者が勝手に替えるマニュアルがあるそうで、ブランドオーナー側がいくら「ここは平仮名なので、『そば』は平仮名なので、『そば』は平仮名で書いてください」と記者会見を行っても、新聞記事になると片仮名になってしまう。松と阪と牛という字を漢字で書いたときに、「まつざかぎゅう」と読もうが、「まつさかうし」と読もうが、7.のテレビ放送とかで連呼されれば認められるのに比べますと、新聞記者にいくら言っても平仮名と片仮名を置きかえさせられてしまうような場合には不公平な感じを持っております。地名の部分ではなくて、商品の普通名称の部分の平仮名と片仮名については、前回の2ページ目の右側の参考にあります。が、「例えば」という文字が入っていますが、左側は入っていません、非常に厳しい基準になっていきますので、ここは何とか余地を持たせていただけないかと弁理士会としては考えております。

○小塚座長 加藤先生の御指摘は、弁理士会の御意見を踏まえてということは承知しましたが、平仮名又は片仮名と漢字であれば、むしろよいということですね。このあたりについては、ほかの委員の先生方はどのように考えられますか。実質的な問題提起がありましたので、ほかの委員の先生方、どのように考えられますか。

ここは同一とは認めないということを書いたことなので、平仮名と片仮名を同一と認めるかどうかについて弁理士会はそこを同一と認めてほしいという御意見なのかもしれませんが、そこはblankとしたまま、少なくとも平仮名と漢字、片仮名と漢字は同一と認めないというのは私が申し上げた言い方ですね。平仮名又は片仮名と漢字というふうに直すと。

事務局が最初、考えておられたのは、3とおりの組合せの全て同一ではないということなので、そうなると書き方は工夫をしないといけません。が、実質の問題として、どちらがよろしいでしょうか。あるいは、そもそも平仮名と漢字でも同一でいいのではないかなという御意見の先生はいらっしゃいますか。――それはさすがにないですかね。平仮名と片仮名についてはどのような御意見でしょうか。

○小川委員 そんなこともあるのかと思って聞かせていただいたのですが、今の話は新聞記事に載っただけの話ですね。本来、周知性の判断をするときはほかにもいろいろ使っているはずなので、余り困ることにはならないのではないかなと思いました。ですから、事務局が

考えておられる方向でいいのではないかなと思いました。

○小塚座長 お一人とお一人ですと多数決のしようがありません。どちらがよろしいでしょうか。事務局としては、ここはどれぐらい強く原案に対して意図があったのでしょうか。

○木村商標審査基準室長 仮に平仮名と片仮名の互換性を認めるとなりますと、従来の審査の運用を相当程度変えることになると思います。商標の同一と類似の考え方、例えば平仮名と片仮名は通常類似の範囲で処理するとか、今までの審査実務があると思いますので、本件に限ってそれを変える理由というのはあるのでしょうか。加藤委員が御指摘の部分は、実際の審査の過程で例えば新聞記事が誤ってそういう書き方をなされてしまったという個別事案の例だと思います。

○小塚座長 逆に言えば、審査の資料の取り扱いということで対応できるということですね。

○池田委員 私も出願人が実際にどう使っていたかというのと、第三者がどう表現したかというのは別次元の話なのではないかと考えます。出願人が使用証拠として提出するもの、パンフレットなり、みずからのウェブサイトの写し自体が記載にぶれがあるようであれば、それは問題じゃないかと考えます。逆に、第三者が記載したものにぶれがあるのは、考慮の余地があるのではないかと考えると、ここで明示的に、平仮名、片仮名は同視してよいというところまで言うのは踏み込み過ぎなのではないかと思えます。

○外川委員 1つは同一性の問題であるということ、類似ではないということ、それから審査基準だということを考えると、(1)の明朝体とゴシック体、(2)の縦書きと横書きと、このフェーズでいくと、平仮名と片仮名がこれに入るとは思えないので、つまり、同一だということまではいきそうもないと、審査基準としては、個別の判断ではあり得るかもしれませんが。そういう意味では、平仮名又は片仮名と漢字と、明らかかなところだけ平仮名と漢字、片仮名と漢字、これは同一性がないよという例示で出すのはかまわないと思えますけれども、平仮名、片仮名の間は触れないというのが一番いいのではないかと思えます。審査基準で触れるとしたら、同一じゃないですよ。

○小塚座長 事務局の御提案はそうで、この原案の書き方は不明確なので、むしろそこを修正して、平仮名、片仮名、漢字の三者間は全て同一ではないとしたいということです。

○外川委員 そこまで明示したいということですか。

○小塚座長 先ほど基準室長が言われたことですね。

○外川委員 明示する中身は賛成です。問題は審査基準に明確に書いて弁理士会が困るといふのがあったとしたら、触れないというところが妥協案かなという気がします。

○加藤委員 私どもも触れないというのは賛成です。同一と認めてくれと言っているわけではなくて、同一とは認めないというところに明示していただきたくないという立場でございます。

○小塚座長 触れないという考え方も出てきた。はっきり明示してしまう、触れない、逆に加藤先生が言われた心は平仮名と片仮名は同一にしてほしいと、いろいろあるようですけども、いかがですか。

○田中委員 審査基準のほかの部分で、平仮名と片仮名についての同一性に触れた部分がございますか。

○小塚座長 まさに対照表の参考に出ている商標法第3条第2項の2. がそうですね。出願された商標が平仮名であるのに対して、証明書に表示された商標は片仮名という場合には、同一でないと扱っているわけですね。これは商標法第3条第2項の判断基準というところでもありますけれども。

○田中委員 ほかの部分でも同一性は問題になりますね。その辺の統一感もあるのではないのでしょうか。ほかで書いているなら、ここだけ書かなくていいのかという気もします。ほかには書いていないのであれば、全部書かないでもいいだろうと思います。

○青木商標課長 今の田中委員の御指摘はごもっともだと思います。ほかの基準で同一について平仮名と片仮名の関係を明示しているのに、逆にそれを書かないと反対解釈の余地もありますし、反対解釈をさせる合理的理由が地域団体商標の同一性の判断についてあるかということ、個別事例ということではあるかもしれませんが、あまねく合理的というものとまでは言えないのではないかと。

先ほど池田委員が御指摘されたように、個別な事例において出願人が使用している商標の表示と第三者である新聞が書いている表示では資料の質が違っていると、新聞ではたまには片仮名に書かれてしまうこともあり、それはそういうものとして、審査官は一つ一つの資料での表示方法を勘案して、総合的に当該商標の周知性を判断するという事ではないかと思えます。

したがって、特許庁としては、この原案どおり、あるいは審査基準室長が説明したとおり、三者間での相違は同一のものではないということを明確に示させていただいたほうがよろしいかと考えます。

○小塚座長 ありがとうございます。

事務局側の意思はこれで非常にクリアに統一されていますね。それから、田中先生が言われるほかの部分との関連も、少なくとも商標法第3条第2項との関係では同じような扱いと

なりますか。

○林委員 この(3)自体の処理についてはそれでよろしいかと思いますが、ひるがえって考えますと、商標法第3条第2項が右側の欄に例で挙げられているものと、今回の商標法第7条2についての同一性の書きぶりはかなり違いますよね。商標法第3条第2項では例えばということで、いろいろな例を挙げられている。今回、相違する場合は(3)の平仮名、片仮名、漢字しか挙げていない。アラビア文字とかも挙げてないです。その辺の整合性はなくてもよいですか。前は準用することとなっていなので全く問題なかったですけども、今回、特出しして書いているということから、違いがあると反対解釈というのも出てくるのかなと。御指摘を受けて初めて気づいた点ですが、その辺は最終的に全体を見て、もう一回調整していただくほうがよろしくないでしょうか。

○小塚座長 平仮名と片仮名、漢字だけを書いた趣旨はあったわけですね。

○木村商標審査基準室長 地域団体商標は文字、図形、記号という通常商標の商標法第3条第2項の主張とは異なり、商標法第7条2、地域団体商標自体は構成が産地名プラス商品名という一定程度の制約の中で認められているものですので、その範囲内で書き込めるものは書き込んでいく方向で考えています。アラビア数字は通常考えられないのではないかと。そういう視点から書いていますが、もし過不足があるということであれば検討いたしますけれども、我々の検討の中ではこのレベルでいいのではないかとということです。

○小塚座長 規定の趣旨が違うので、問題になるものを改めている。そういう意味では、準用というのは便利な言葉で、事柄の性質に従って準用するわけですけども、改めて書き下すとなると、精査した上で、これぐらいだということになった。

そうすると、この場の御意見としては、基準の書き方としては事務局が言われるような、平仮名、片仮名、漢字相互間に同一性はないと。ただ、日本弁理士会としての御指摘は御指摘として承って、その御指摘は審査実務の中でしっかり受けとめると。これは完全にワーキンググループの権限外ですけども、そういうことを商標課長にも御発言いただいたというので、加藤先生の御発言も無駄ではなかった。この場の大体の方向感はどういうことでしょうか。よろしいでしょうか。

○加藤委員 結構でございます。

今回、明朝体とゴシック体や平仮名、片仮名、漢字だけに商標法第3条第2項の準用から変わってきていますが、海外は触れないという感じでしょうか。

○小塚座長 どの程度まで基準に書くかですね。

○木村商標審査基準室長 海外の登録例も現在、少ないですけれども、将来的に増える要素があるということであれば、一定の蓄積があれば、それは記載してもいいのかなと思いますけれども、今はそこまでではないのかなと考えております。

○小塚座長 また事例が蓄積されれば、増やされることはあり得るということですね。

それから、一方が2字下がってしまっているの、ずれてしまっていますね。

今の点、資料3-1で御説明いただいた類型ごと、項目を分けて書きまして、インターネットを利用した場合等を含めて、3-2の改訂案全体について、先ほどと同じように細かな文言はこの先、直すかもしれませんし、それは御一任いただくとして、方向感としては、こういうことでお認めいただけますでしょうか。

○小川委員 地域団体商標の周知性に関する改正基準の経過措置はどうされるのかについて確認をさせていただきます。現行基準によれば登録にはならないが、新基準によれば登録になるという商標が多分あるかと思います。既に出願をされていて、審査や審判に係属している商標にも是非新基準を適用させるべきかと思います。

○小塚座長 経過措置は何か考えておられますか。——ないというのはどちらになりますか。経過措置がなければ適用する時点ですね、判断時ですね。査定であれば査定時ですね。それでよろしいですか。そうすると、現在、既に継続しているものも手続途中であれば新基準が適用になるということですね。

○小川委員 そういう確認が取れば結構ですが。

○木村商標審査基準室長 事務局で経過措置を含めて整理します。

○小川委員 よろしくお願いします。お任せします。

○小塚座長 わかりました。その点については事務局と私にお任せをいただくということでお願いいたします。

そういうことで、これはお認めいただいたということでもよろしいでしょうか。——ありがとうございました。

今後のスケジュールについて

○小塚座長 今後のスケジュールについて、事務局から改めて御説明ください。

○木村商標審査基準室長 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

本日、御審議いただきました「『商標審査基準』たたき台案」、「地域団体商標の周知性

に係る審査基準の改訂について（案）」については、事務局と小塚座長との間で相談をいたしまして、再度審査基準改訂案として委員の皆様方に御確認をいただいた上で、政省令の状況も見ながらパブリックコメントに付したいと考えております。そして、次回のワーキンググループにおきましては、パブリックコメントの結果報告と、それを踏まえた最終案を御確認いただきたいと思いますと考えております。

なお、次回のワーキンググループの開催については、また追って御連絡をさせていただきたいと思っております。

○小塚座長 今日委員会内でのやり取りからしますと、もしも政省令が現在想定しているものと大きく変われば、お集まりいただくこともあり得るかもしれませんが、事務局の基準室長の御説明は、そういうことがなければ、今お認めをいただいた資料1及び資料3-2の文案でパブリックコメントに付させていただきたい。次に先生方にお集まりいただくのはパブリックコメント後であるということです。よろしいでしょうか。

閉 会

○小塚座長 以上をもちまして、本日のワーキンググループを閉会させていただきます。皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

以上